

## 中国不法行為法の制定 -その活用と留意点-

2010年4月

弁護士 市橋 智峰

中国において、日本の不法行為法に相当する「権利侵害責任法」(原文では「侵權責任法」、以下「本法」)が2009年12月26日に採択、公布され、2010年7月1日より施行される。全92条からなり、日本の不法行為法(民法709条以下)に比しても相当に詳しい。初めて一般的に精神的損害賠償が認められたり、同命同価原則<sup>1</sup>が採用されたりと、中国の事情を反映した興味深い点もあり、また他方で企業活動に影響を与える重要部分も少なくない。本稿では、紙数の関係もあり、日本企業にとって特に重要であると思われる項目を二点だけ採り上げる。

### (1) ネット上の侵害停止に有効な武器の導入

ネット上の権利侵害に関して、インターネットサービス提供者(以下、「サービス提供者」)の責任が規定された。すなわち、インターネットにおいて一般のユーザによる不法行為があった場合、被害者はサービス提供者に対してリンクの削除等の必要な措置を取ることを求めることができる。そして、必要な措置が取られなかった場合、サービス提供者は以後拡大した損害について、ユーザと連帯責任を負う(36条2項)。また、権利侵害を知らながら必要な措置を採らなかった場合にも、サービス提供者は、ユーザと連帯責任を負う(同3項)。

ポイントは、要求後に必要な措置を取らないと、以後の拡大損害についてはサービス提供者に連帯責任が課される点である。中国におけるニセ物による被害については改めて説明するまでもなかろう。中国ではオンラインショッピングの利用が急増しているが、ネット上にもニセ物は溢れており、被害は深刻である。ところが、侵害者はその特定が困難で、また個人・零細業者ゆえに損害賠償も実質的に無意味であることが多く、侵害の停止を迅速かつ安価に行えるかが実務上は重要である。そして、本法により、被害者側は権利侵害を停止させるための強力な武器を手に入れたことになる。被害者の要求に対してサービス提供者の対応はこれまでよりも一層迅速かつ適切なものとなるに違いなく、被害者側に回る企業は本制度を有効に活用すべきである。

### (2) 算定基準も適用範囲も不明確な懲罰賠償に注意

製品責任において懲罰賠償が導入された。すなわち、製品に欠陥があることを明らかに知りながら製造・販売し、他人を死亡させるか又は健康に重大な損害を与えた場合は、被害者は相応の懲罰賠償を請求できる(47条)。

注意すべきは、法は「相応の」損害賠償と規定するのみで、算定基準が示されていないことである。中国において懲罰賠償の導入は初めてではなく、消費者権益保護法は、実損

---

<sup>1</sup> 従前は戸籍(農村/都市)等により死亡賠償金に差異を付けていたのを是正した。

害とは別に商品・サービス購入価格と同額の請求を認め（同法 49 条）<sup>2</sup>、また食品安全法は、実損害とは別に代金の 10 倍の請求を認めている（同法 96 条 2 項）<sup>3</sup>。これらの規定は（懲罰）賠償額の基準を明示しているが、本法 47 条はそうではない。米国のようにべらぼうな懲罰賠償を認めることにはならないであろうが、現時点では賠償額の上限を画することはできない。

もう一つの問題点は、対象となる「製品」（原文では「産品」）の定義がなく、対象範囲が不明確な点である。製品責任について規定する本法第五章は、その内容において製品品質法（原文では「産品質量法」）と実質的に重なる部分が多い。そこで、製品品質法にある「加工、製造を経て、販売に用いる製品」（同法 2 条）との定義を適用するという考え方もあり得ようが、製品品質法は、本法とは別の、しかも特別法であり、そうした考え方が当然の帰結とは言えないであろう。法文上、本法の「製品」の外延は不明確であると言わざるを得ない<sup>4</sup>。

以上のとおり、現時点では、懲罰賠償はその適用される「製品」の範囲も賠償額の算定基準も不明確であり、そのリスクの評価は困難である。そのため、当面は十分な注意が必要である。

本稿では、中国で制定された権利侵害責任法の注目点を紹介した。中国で事業を行う企業は、本法を有効に活用し、また適切な対応を取ることが望まれる。

以上

---

<sup>2</sup> 詐欺行為があった場合。

<sup>3</sup> 安全基準に合致しない食品を生産するなどした場合。

<sup>4</sup> 単に懲罰賠償の問題に限られるわけではなく、本法第五章の製品責任の適用範囲についても問題となる。